

青森県報

第二千六百七十七号

平成十八年
九月八日
(金曜日)

目 次

告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税 務 課) …… 一
国定公園に関する公園事業の決定	(自然保護課) …… 一
飼料の試験の結果の概要	(畜 産 課) …… 二
漁船保険付保義務の発生	(水産振興課) …… 二
漁船保険付保義務の発生	(下北地域 県 民 局) …… 三
公 告	
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告	(県 民 生 活 文 化 課) …… 三
土地改良区の定款変更の認可	(農 村 整 備 課) …… 三
県営土地改良事業計画変更の決定	(同) …… 三
県有地の売却に係る一般競争入札	(経 理 課) …… 四
出先機関	
土地改良区の役員の就任	(農 上 北 地 事 林 水 地 同 務 所 産 方) …… 四
土地改良区の役員の退任	(同) …… 五
正 誤	
平成十八年三月三十一日号外第二十八号訓令中	(人 事 課) …… 五
平成十八年三月二十二日定例公安委員会中	(警 察 本 部 交 通 規 制 課) …… 五

告 示

青森県告示第六百五十六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十八年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
月金株式会社	月 館 順 一	八戸市小中野八丁目八の一六	平成 一八・九・三

青森県告示第六百五十七号

自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第七条第四項の規定により津軽国定公園に関する公園事業を決定したので、同条第六項の規定によりその概要を次のとおり公示する。

なお、この公園事業の位置を表示した図面は、青森県環境生活部自然保護課及びつがる市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十八年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

津軽国定公園

公園事業の名称	位 置
---------	-----

ベンセ湿原園地事業

つがる市（ベンセ湿原）

青森県告示第六百五十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項及び第二項の規定により平成十八年八月二日及び同月四日収去せしむ

た飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十八年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要											違反の内容		
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	TDN %	ME kcal/kg		その他検査水分 %	
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の8	同 左	日配子豚育成用配合飼料 子豚用「パワ-80」	18.7	24.2	5.5	1.04	0.66	2.1	5.5					80.1	3,100	12.6	
			18.7	15.7	3.5	1.00	0.69	3.3	5.4			74.1		13.3			
北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の7	つがる弘前農業協同組合 弘前市大字町田字沖田83-1	くみあい配合飼料 たまご工房	18.7	18.6	6.0	4.31	0.67	2.8	14.0							11.8	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分に対する過不足量等を示す。

~~~~~

平成十八年九月八日

青森県告示第六百五十九号

青森県知事 三 村 申 吾

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公表する。

| 発起人の住所及び氏名         | 加入区名称 |
|--------------------|-------|
| 東津軽郡平内町大字茂浦字浦田一番地一 | 平内    |

後藤 肇

東津軽郡平内町大字清水川字大川添四二番地 船橋 晶之  
 東津軽郡平内町大字東滝字滝五八番地一 細川 拓治

青森県告示第六百六十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたと認めためたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十八年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

|                                |        |
|--------------------------------|--------|
| 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名            | 加入区の名称 |
| 下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂一〇番地一<br>丸山 信夫 | 下風呂    |
| 下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂四八番地一<br>播摩 光雄 |        |
| 下北郡風間浦村大字下風呂字甲平ノ下二番地三<br>吉田 清  |        |

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十八年八月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人IT事業センターはちのへ

三 代表者の氏名

市川 洋子

四 主たる事務所の所在地

八戸市売市一丁目九の五

五 定款に記載された目的

この法人は、八戸市及びその周辺地域の住民に対し、IT技術を習得するための支援およびITを生かした生涯学習活動を支援し、さらにITを核にした子どもの健全育成やまちづくり活動に寄与することを目的とする。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、砂沢溜池土地改良区の定款の変更を平成十八年八月三十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十八年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、夢の森・倉石地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業（農道整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年九月十一日から同年十月十日まで

三 縦覧の場所

五戸町役場



県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる土地の売却

|                |    |             |
|----------------|----|-------------|
| 所在地            | 地目 | 地積          |
| 青森市久須志四丁目二八の二九 | 宅地 | 九九・七七平方メートル |

二 予定価格

四百四十九万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

青森市久須志四丁目二八の二九

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局経理課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟一階経理課入札室

2 日時

平成十八年十月十一日 午後一時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十八年十月三日午前十時から、青森市久須志四丁目二八の二九において現場説明を行う。

出 先 機 関

土地改良区の役員の内

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、天間林土地改良区から、次のとおり役員の内出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年九月八日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

| 役員の内<br>區別 | 氏 名   | 住 所            | 就任の年月日  |
|------------|-------|----------------|---------|
| 理事         | 天間 敏行 | 上北郡七戸町字森ノ上七五の三 | 平成一六・六七 |
| 監事         | 坪 米男  | 字大平四九          | " "     |
| "          | 高田 克雄 | 字榎林家ノ後六        | " "     |

土地改良区の役員の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土  
場川土地改良区から、次のとおり役員の変更の届出があつたので、同条第十七項の規  
定により公告する。

平成十八年九月八日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

| 区役員の<br>氏名     | 住<br>所          | 退任の年月日  |
|----------------|-----------------|---------|
| 理事<br>向井<br>信雄 | 上北郡東北町字外蛸沢西平三の一 | 平成一六・一七 |

正

誤

人 事 課

| 発行年月日<br>番号       | 区分<br>番号    | ページ<br>段 | 行          | 誤        | 正         |
|-------------------|-------------|----------|------------|----------|-----------|
| 平成一六・一三<br>号外第二八号 | 訓令甲<br>第一四号 | 六<br>上   | 後ろか<br>ら一五 | 「第七十九条の二 | 「(第七十九条の二 |

警察本部交通規制課

| 発行年月日<br>番号       | 区<br>分<br>番号   | ページ<br>段 | 行          | 誤      | 正        |
|-------------------|----------------|----------|------------|--------|----------|
| 平成一六・一三<br>第二六〇六号 | 公安委員会規則<br>第八号 | 六<br>下   | 後ろか<br>ら一四 | 十和田市洞内 | 十和田市大字洞内 |

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭